

平成29年3月 6日(月)
国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所

記者発表資料

平成28年度 特殊車両の指導取締り結果

計測した車両の約4割が違反

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の劣化への影響が大きい特殊車両(※)の通行の適正化が必要です。

甲府河川国道事務所では、特殊車両の指導取締りにより、法令の趣旨の徹底、違反車両に対する指導及び改善措置の命令を実施し、違反車両の是正に取り組みます。

〈平成28年度 甲府河川国道事務所による特殊車両の指導取締り実施状況〉
平成28年度は特殊車両指導取締りを8回実施し、**48台を計測**しました。
その結果、**約4割にあたる21台に違反**が見受けられました。
特に、**違反車両の約6割にあたる13台が無許可走行**でした。
違反車両に対しては、文書により**指導警告**を行いました。

悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)等、平成27年2月に特殊車両の通行に関する指導取締要領が一部改正されています。

甲府河川国道事務所では、**取締回数を増やすとともに時間を延長**、中日本高速道路株式会社(NEXCO中日本)と連携した**近隣箇所における高速道路と一般道路の同時取締**など、取締の強化に努めております。



(※)特殊車両：車両制限令で定める寸法又は重量を超える車両を特殊車両といい、通行させるには許可が必要になります。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、山梨県政記者クラブ

◇◇問合せ先◇◇

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所

地域広報官(副所長) 近藤 進(こんどう すずむ)

道路管理第一課長 橋本 和也(はしもと かずや)

TEL 055-252-9599

取締り結果詳細

| 取締実施日 | 路線 | 計測台数 | 内 訳 | | |
|-------------|--------|-----------|-----------|-----------|----------|
| | | | 法令遵守 | 無許可 | その他の違反 |
| 平成28年5月17日 | 国道20号 | 8 | 6 | 2 | 0 |
| 平成28年5月31日 | 国道20号 | 3 | 0 | 1 | 経路違反2 |
| 平成28年6月14日 | 国道138号 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 平成28年9月6日 | 国道20号 | 10 | 8 | 1 | 許可証不携帯1 |
| 平成28年10月12日 | 国道139号 | 4 | 2 | 1 | 経路違反1 |
| 平成28年10月19日 | 国道20号 | 4 | 1 | 2 | 許可証不携帯1 |
| 平成28年10月26日 | 国道20号 | 11 | 6 | 3 | 許可証不携帯2 |
| 平成28年11月9日 | 国道20号 | 7 | 3 | 3 | 通行条件違反1 |
| 計 | | 48 | 27 | 13 | 8 |

※計測台数 取締場所において、許可の有無の確認を行った台数
 無許可 許可証を取得していないもの

取締り実施状況



幅計測状況



重量計測状況



重量計測機器

違反車両への対応

指 導 警 告 書
 平成28年 11 月 9 日

住 所 _____
 氏 名 _____
 所屬会社 _____
 所在地 _____
 法人名 _____
 代表者 _____

道路管理者 国土交通省関東甲信越地方整備局
 道路監理員 甲府西川国道事務所
 所 属 大和国道出張所
 氏 名 _____

貴殿が通行させている車両(番号: _____ 車両型式: _____)は、下記のとおり道路法の規定に違反しているため、本日の午後5時30分以降は、本所へご連絡をいただき、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

記

- 違反日時 平成28年 11 月 9 日 15 時
- 違反場所 山梨県大月市榎子町黒野田
- 違反内容 許可条件違反
- 違反条項 道路法第47条の2第1項
- その他 _____

警告書

違反している車両に対しては、文書により指導警告を行いました。

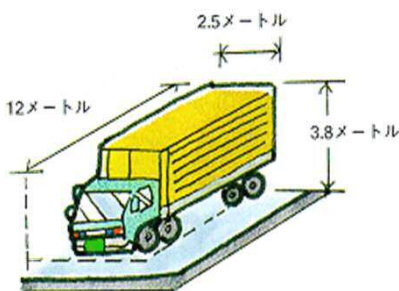
なお、繰り返し違法走行を行っている者に対しては、事務所に呼び出した上で対面による是正指導を行い、それにもかかわらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表するなどの措置を講じることになります。

特殊車両とは

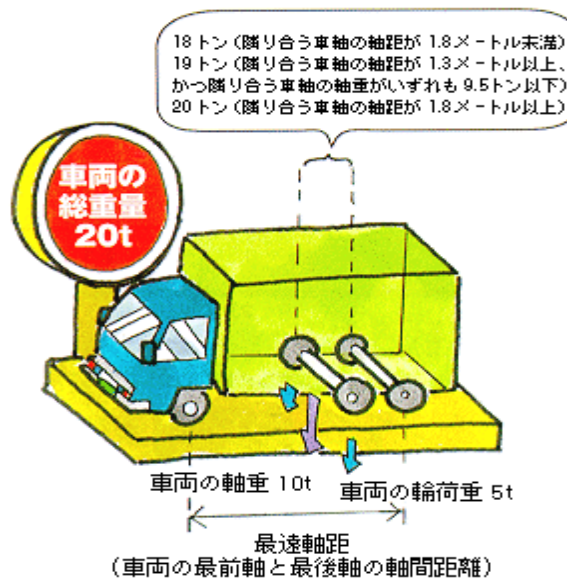
車両の構造が特殊な車両、又は車両に積載する貨物が特殊な車両で、車両制限令第3条で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を超える車両を特殊車両といいます。

特殊車両は道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもとでないと道路を通行できません。

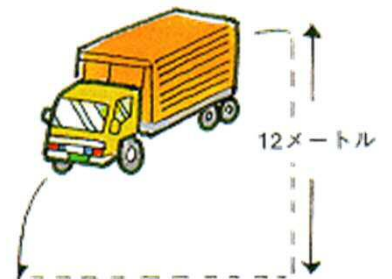
一般的制限値
車両の幅、長さ、高さ



車両の総重量、軸重、
隣接軸重及び輪荷重



車両の最小回転半径



特殊車両取締りの目的



高さ違反により歩道橋に車両が接触
(国道139号 山梨県富士吉田市)

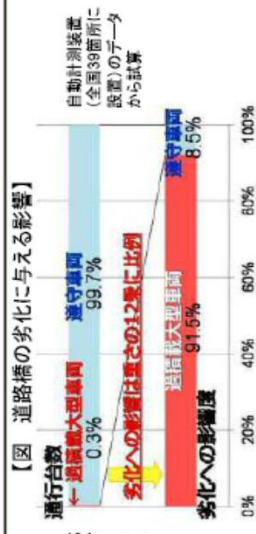
無許可の車両や許可条件に違反している車両が通行することにより、道路構造物の劣化を早めたり、時に重大な事故を引き起こしたりする恐れがあります。特殊車両の取締りでは、道路構造物の保全や交通の危険を防止するため、これらの車両に対して指導・警告を行い、通行許可の取得あるいは是正を促します。

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両[※]が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。[※]車両総重量20tを超える違反車両

⇨ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇨現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

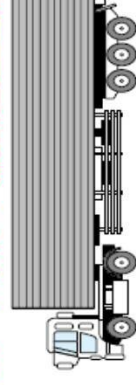
◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例



レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合には、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金等